

(2) ① 住宅防音工事の助成（第4条）

航空機騒音の住民生活に与える被害は、会話の中断、睡眠不足等多種多様であるが、こうした被害の軽減を図るため、昭和49年に現行法が制定された際、新たに制度化されたものである。この住宅防音工事の助成は、防衛大臣が第一種区域を指定した際、現にその区域内に所在する住宅で、所有者又は当該住宅の使用権限を有する者が騒音の防止又は軽減のために必要な工事を行うときに受けられるものであり、補助の割合は原則として100%である。

第一種区域の指定基準は、住宅防音工事の進捗状況を踏まえて、段階的に（当初85W、次に80W、現在75W）改正されている。

平成11年度から、防音工事施工後10年以上経過し、且つ建替をした住宅に対して再度工事を補助する制度が始まった。

平成14年度から85W以上の区域を対象に、家屋全体を一つの区画として、その外郭について実施する外郭防音工事が実施された。平成15年度からは原則90W以上の区域を対象に太陽光発電システム設置助成に係るモニタリング事業が実施され、横田基地周辺においては平成18年度までに設置工事を完了し、調査・検討が行われている。

平成17年10月20日には、新たな第一種区域等について告示があり、町内における助成対象区域の一部が指定解除され、平成19年5月1日より適用された。一方、新たな施策として85W以上に所在する住宅に対し、当初の告示以降に建設された住宅に対する防音工事の助成が開始され、現時点では平成17年10月20日までに建設された住宅に対する防音工事の助成が行われている。

※ 巻末資料：「横田飛行場における住宅防音工事・移転対象区域図（瑞穂町）」

工事内容は、第Ⅰ工法・第Ⅱ工法の2種類があり、第Ⅰ工法は防音天井・防音壁の改造、防音サッシ・防音建具（襖、ガラス戸等）の取付け、換気扇・冷暖房機（最大4台）等の設置となっている。また、第Ⅱ工法は、第Ⅰ工法の防音天井・防音壁の改造を除いた工事で、冷暖房機は2台までとなっている。工事対象となる室数は家族人数に1を加えたもので、最大5室までである。

町では新規工事として昭和50年度より家族人数に応じ1～2室を対象に実施され、その後、追加工事として昭和54年度より実施されている。工事の進捗や住宅の多様化に対応し、現在は以下の防音工事が行われている。

(ア) 住宅防音工事

(a) 一挙工事

防音工事を実施していない住宅を対象とする。世帯人員に1を加えた居室数（5部屋まで）が施工可能である。

(b) 追加工事

新規防音工事を実施した住宅を対象とする。世帯人員に1を加えた居室数（5部屋まで）から過去の施工室数を引いた部屋数の施工が可能である。

(c) 防音区画改善工事

バリアフリー対応住宅、フレックス対応住宅、障がい者や要介護者が居住する住宅を対象とする。台所、区画された玄関、廊下、浴室その他の居室以外の区画と居室を一つの区画とし、世帯人数が4人以下なら5部屋まで、5人以上であれば人数に1を加えた居室数の施工が可能である。追加防音工事実施済み住宅の場合、完了後10年以上経過した住宅を対象とする。

(d) 外郭防音工事

住宅全体を防音区画とする。初めて防音工事を行う鉄筋コンクリート造の集合住宅、又は85W以上の区域に所在する住宅が対象となる。

(イ) 機能復旧工事

(a) 空気調和機器機能復旧工事

住宅防音工事により設置した空気調和機器（換気扇、冷暖房機、レンジフード）で、設置後10年以上経過し、機能の全部又は一部を保持していない機器を交換する工事。事業費の90%（生活保護世帯については100%）を国が補助する。

(b) 防音建具機能復旧工事

住宅防音工事により設置した防音建具で、設置後10年以上経過し、機能の全部又は一部を保持していない機器を交換する工事。国が全額を補助する。

また、住宅防音工事により取り付けた冷暖房機等の維持管理については、生活保護世帯に対し電気料金の一部について助成されている。

町内での防音工事实績

(単位：件)

年度	29年度まで	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	累計
住宅防音工事	9,095	8	26	44	21	37	9,231
機能復旧工事	2,910	166	103	125	91	77	3,472